

江府町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

鳥取県江府町

目次

第1章 公共施設等総合管理計画の背景と目的	1
1. 背景と目的	
2. 対象施設の範囲	
第2章 本町の現状	2
1. 人口の現状と今後の推移	
2. 財政状況	
第3章 公共施設の現状	7
1. 建物施設	
2. インフラ施設	
第4章 今後の更新費用の見通し	10
1. 更新費用の計算	
2. 建物施設	
3. インフラ施設	
4. 公共施設全体	
第5章 公共施設マネジメントに関する基本的な方針	16
1. 取組体制	
2. 公共施設マネジメントの実施方針	
3. 協働の推進	
4. 地方公会計制度への取組	
5. フォローアップの実施方針	
6. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
別表	23

第1章 公共施設等総合管理計画の背景と目的

1. 背景と目的

昭和28年6月1日に旧江尾町、旧米沢村、旧神奈川村が合併し、更に昭和29年4月、旧日光村の一部との合併を経て誕生した江府町では、これまでに学校、公営住宅、集会所などの建物施設や道路、上下水道などのインフラ施設を整備してきました。

しかし、これらの施設の多くが築年数の経過による老朽化で、改築や大規模な改修が必要な時期を迎えており、多額の更新費用が必要になると見込まれています。このような状況は本町に限らず、全国の地方公共団体が同様に直面している問題です。

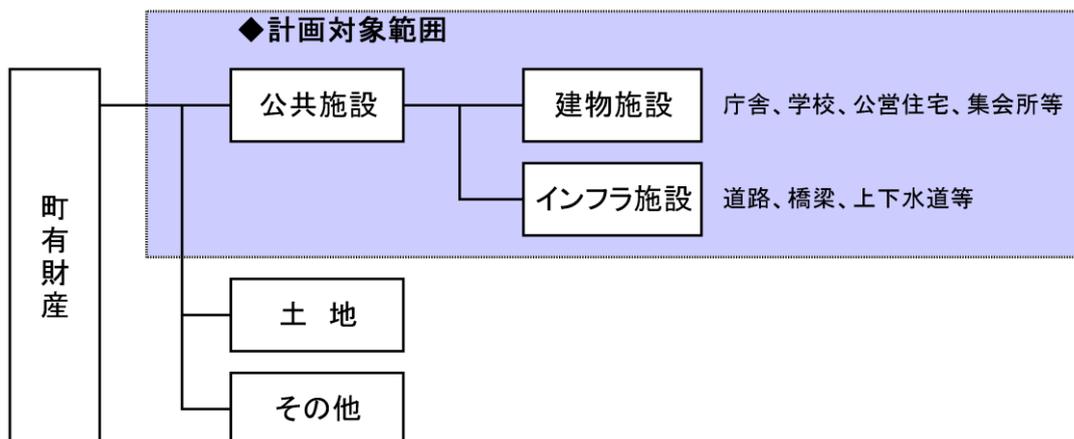
一方財政面では、長期的な人口減少による町税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う扶助費等経費の増大などによる財政状況の悪化が見込まれています。さらには一層厳しさを増すであろう地方交付税環境が想定されます。

また、人口減少や少子高齢化の進行は、社会の構造及び町民ニーズに変化を生じさせ、公共施設に対する需要も大きく変化しており、その対応が必要になっています。

以上のような本町を取り巻く多くの課題に対し、町民と共にその課題に取り組む、まちづくりの将来計画を形作るために、「公共施設等総合管理計画」を策定するものです。この計画により、公共施設の更新や維持管理、統廃合、長寿命化などに対しては、中長期的な視点から計画的・効果的に推進し、財政負担の軽減・平準化を図ります。

2. 対象施設の範囲

本計画は、町有財産のうち、建物施設及びインフラ施設を対象とします。



第2章 本町の現状

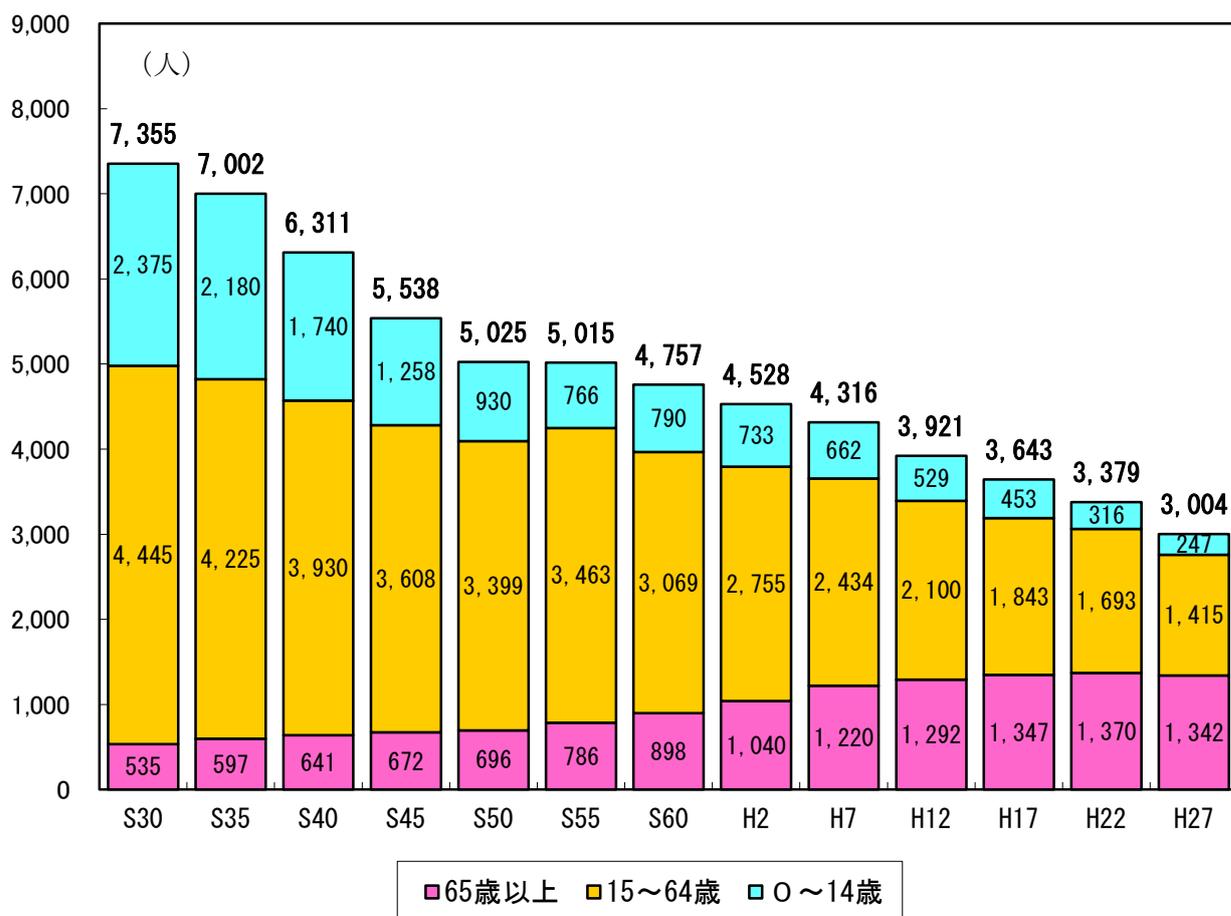
1. 人口の現状と今後の推移

本町の人口（国勢調査）は昭和30年の7,355人をピークに減少しており、平成27年国勢調査では3,004人となりました。年齢構成別にみると、65歳以上の高齢人口は増加を続け、平成27年には高齢人口率は44.7%で1,342人となりました。対照的に14歳以下の年少人口は、247人となっており、年少人口率は8.2%まで減少しています。

人口将来予測については、国立社会保障・人口問題研究所推計によると、10年後の平成37年に2,509人、20年後の平成47年に2,061人と予測されています。平成52年には、年少人口率8.6%、生産年齢人口率45.8%、高齢人口率45.6%で、財政負担の中心的な役割を果たす生産年齢人口率と高齢人口率がほぼ同じ数値となり、今後も少子高齢化が一段と進むものと予想されます。

また、「江府町まち・ひと・しごと創生総合戦略 第1章 人口ビジョン」では、①合計特殊出生率1.56（鳥取県でのH21～H25実績平均）を目指す。②2020年以降の移動率を0.5倍に逡減し、その後一定とすることを目指す。という二つの目標を掲げ、平成52年の人口目標を2,000人としています。本計画の「第4章 今後の更新費用の見通し」でも述べますが、建物施設とインフラ施設を含めた公共施設全体の更新費用総額は395.9億円となっています。更新費用の財源を確保するためにも、人口目標を達成することで、町税収入の減少を抑えることが重要となります。

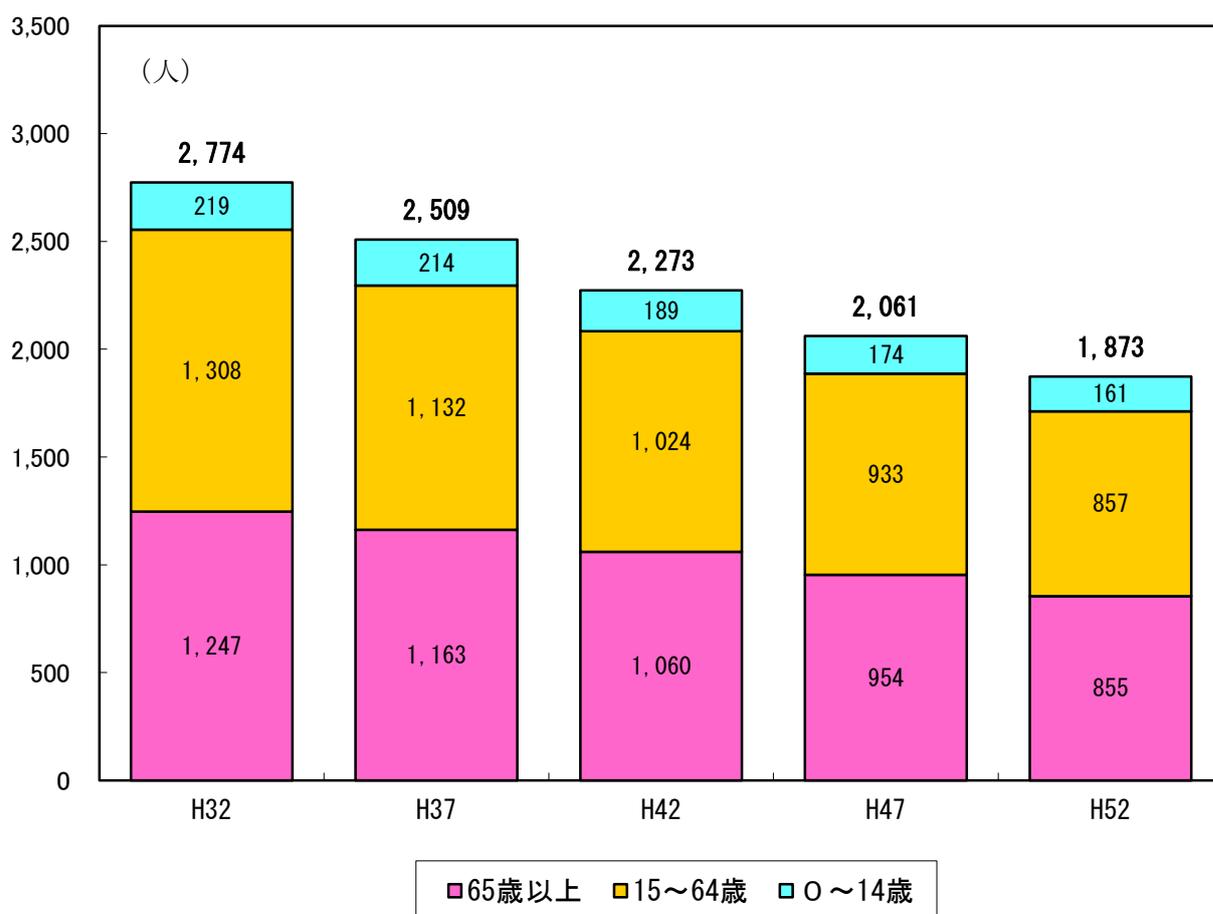
【図 2-1-1 本町の年齢別人口推移】



年	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
総数	7,355	7,002	6,311	5,538	5,025	5,015	4,757	4,528	4,316	3,921	3,643	3,379	3,004
0～14歳	2,375	2,180	1,740	1,258	930	766	790	733	662	529	453	316	247
15～64歳	4,445	4,225	3,930	3,608	3,399	3,463	3,069	2,755	2,434	2,100	1,843	1,693	1,415
65歳以上	535	597	641	672	696	786	898	1,040	1,220	1,292	1,347	1,370	1,342
年少人口率	32.3%	31.1%	27.6%	22.7%	18.5%	15.3%	16.6%	16.2%	15.3%	13.5%	12.4%	9.4%	8.2%
生産年齢人口率	60.4%	60.3%	62.3%	65.1%	67.6%	69.1%	64.5%	60.8%	56.4%	53.6%	50.6%	50.1%	47.1%
高齢人口率	7.3%	8.5%	10.2%	12.1%	13.9%	15.7%	18.9%	23.0%	28.3%	33.0%	37.0%	40.5%	44.7%

出展：総務省統計局「国勢調査」

【図 2-1-2 本町の年齢別人口将来予測】



年	H32	H37	H42	H47	H52
総数	2,774	2,509	2,273	2,061	1,873
0～14歳	219	214	189	174	161
15～64歳	1,308	1,132	1,024	933	857
65歳以上	1,247	1,163	1,060	954	855
年少人口率	7.9%	8.5%	8.3%	8.4%	8.6%
生産年齢人口率	47.2%	45.1%	45.1%	45.3%	45.8%
高齢人口率	45.0%	46.4%	46.6%	46.3%	45.6%

出展：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」

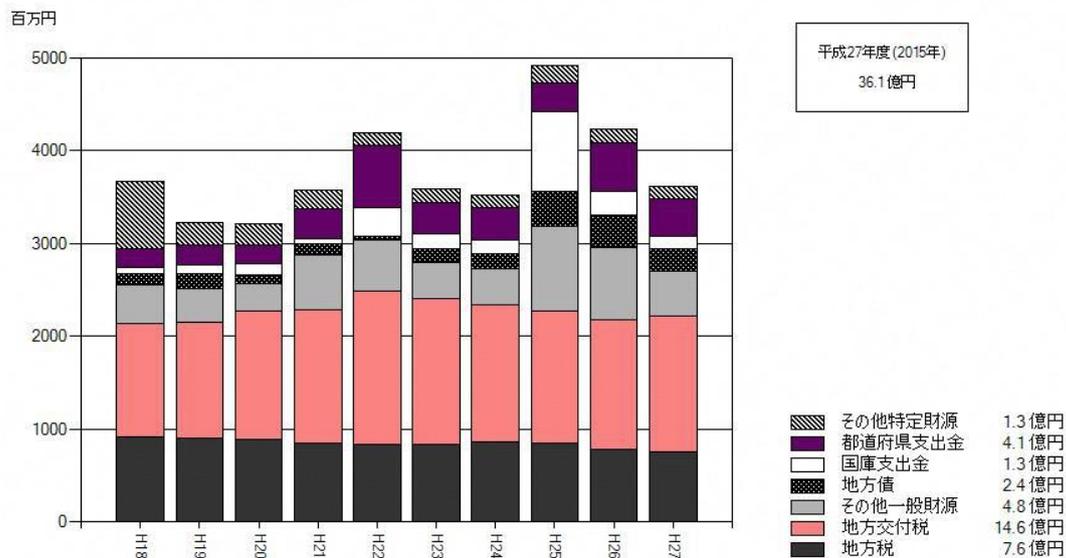
2. 財政状況

(1) 歳入

本町の平成 27 年度における歳入総額は 36.1 億円となっており、ここ 10 年間では平成 25 年度を除き、30 億円～40 億円前後を推移しています。しかし、住民税や固定資産税等による自主財源である地方税については減少傾向にあり、平成 26 年度から 8 億円を下回っています。平成 27 年度の 7.6 億円を平成 18 年度の 9.2 億円と比較すると 1.6 億円の減少となっており、今後も、更なる人口減少等により減っていくことが見込まれます。

歳入構造を見ると、地方交付税の占める割合が 50%を超えています。今後は、国の財政状況も厳しい状態が続く中で、国からの補助金や地方交付税の増加も見込めないため、本町としてはますます厳しい歳入状況にさらされることが予想されます。

【図 2-2-1 本町普通会計における決算の推移（歳入）】



(2) 歳出

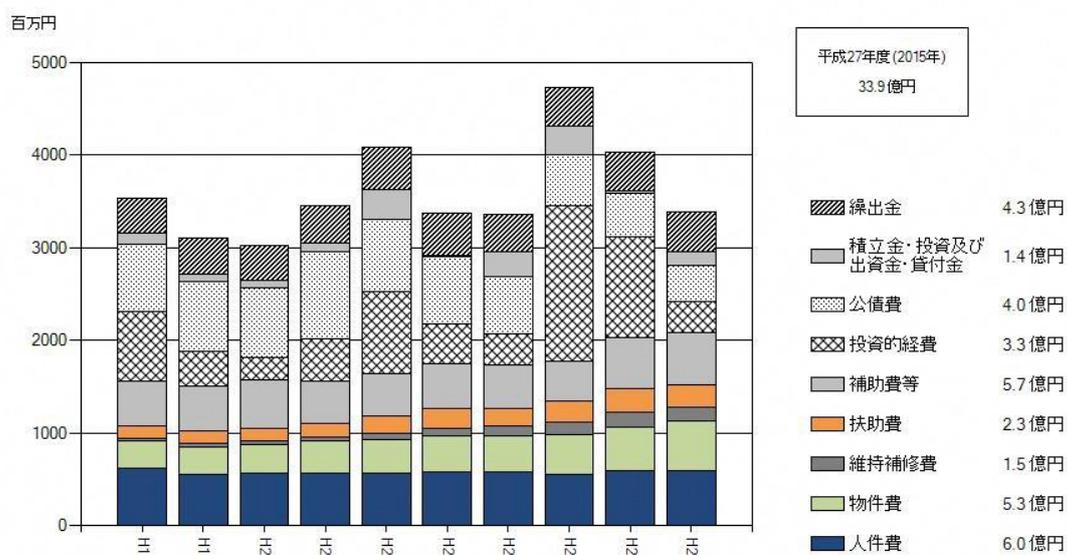
本町の平成 27 年度における歳出総額は 33.9 億円となっています。その中でも、扶助費^①の金額は、平成 18 年度に 1.3 億円であったものが、高齢化の進行等により平成 27 年度には 2.3 億円まで増加しております。扶助費は、高齢化による医療、福祉などの社会保障費の増加に伴い、今後も増大していくものと予想されます。

また、平成 27 年度の投資的経費^②は、普通建設事業費と災害復旧事業費を合わせて 3.3 億円となっています。扶助費等の増加が見込まれるため、今後の投資的経費の確保が課題となります。

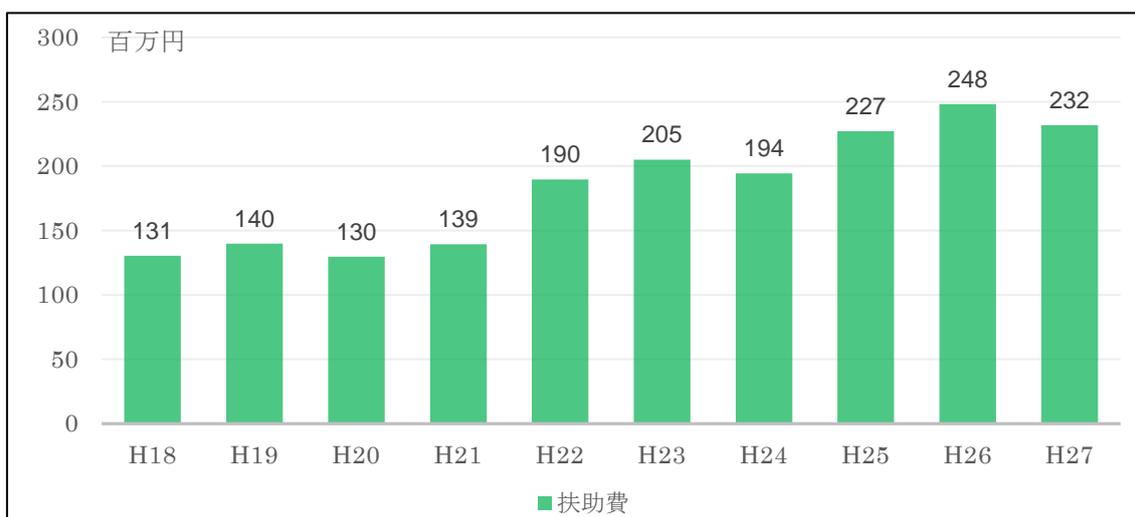
① 扶助費：社会保障制度の一環として生活保護法や児童福祉法など、法令により支出が義務付けられている経費。

② 投資的経費：その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費。

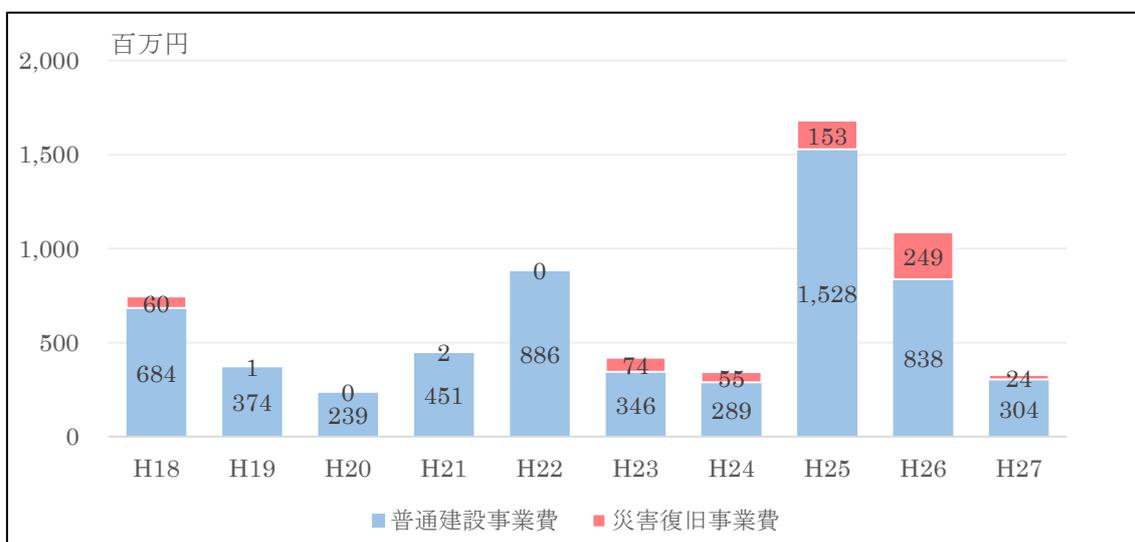
【図 2-2-2 本町普通会計における決算の推移（歳出）】



【図 2-2-3 扶助費の推移】



【図 2-2-4 投資的経費の推移】



第3章 公共施設の現状

1. 建物施設

本町の所有する建物施設の延床面積の合計は 47,786.64 m²で、住民1人当たりの延床面積は 15.91 m²となっています。全国平均の 3.22 m²^③と比較すると 4.94 倍、本町と同規模である 10000 人未満の団体平均の 10.61 m²^③と比較しても 1.5 倍となり、全国及び同規模団体の平均値を上回っている状況になっています。

建築用途別に延床面積を見てみると、その他の割合が最も高く、建物施設全体の 15.3%、次いで高齢福祉施設が 14.2%、学校が 12.5%という状況です。なお、その他の延床面積が大きくなっているのは、廃校になった小・中学校等の現在使用されていない施設が含まれていることが要因となっています。これらの施設の解体・活用を計画的に行うことが保有施設の縮小を進める上で、重要になります。

【表 3-1-1 建物施設の内訳】

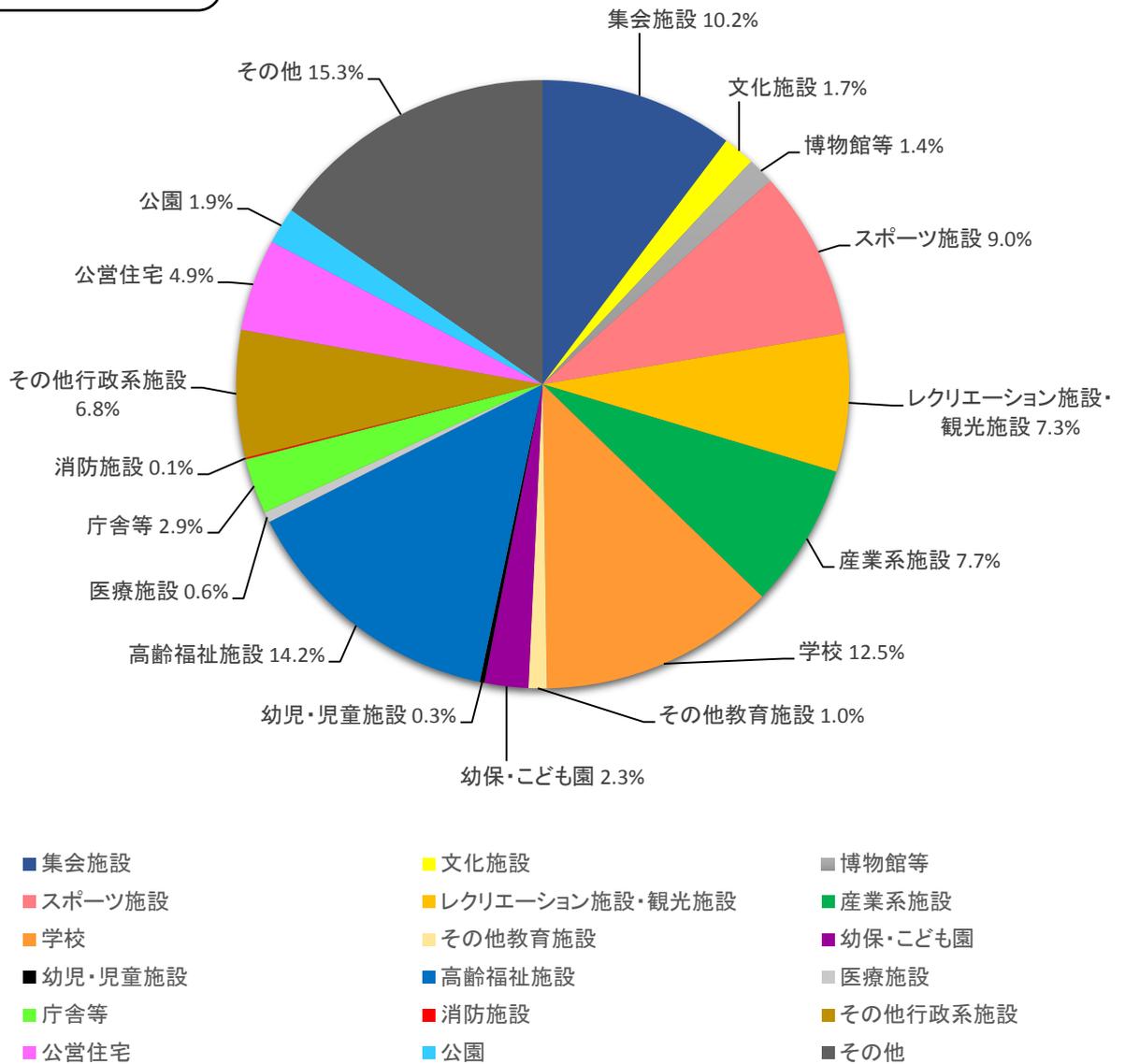
施設類型 ^{注1}	面積 (m ²)	割合	施設類型	面積 (m ²)	割合
集会施設	4887.88	10.2%	幼児・児童施設	119.90	0.3%
文化施設	806.00	1.7%	高齢福祉施設	6800.59	14.2%
博物館等	677.55	1.4%	医療施設	264.97	0.6%
スポーツ施設	4290.30	9.0%	庁舎等	1408.99	2.9%
レクリエーション施設・観光施設	3503.68	7.3%	消防施設	42.26	0.1%
産業系施設	3658.21	7.7%	その他行政系施設	3230.28	6.8%
学校	5965.80	12.5%	公営住宅	2332.18	4.9%
その他教育施設	456.16	1.0%	公園	927.58	1.9%
幼保・こども園	1102.31	2.3%	その他	7312.00	15.3%
合計				47786.64	100.0%

③ 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果（平成 24 年 3 月総務省）

注 1 一般財団法人 地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト仕様書 Ver.2.10（平成 28 年版）」を参考とした。

【図 3-1-2 建物施設の内訳】

延床面積
47,786.64m²



2. インフラ施設

インフラ施設とは、住民の社会生活の基盤となる施設です。例えば、道路、橋梁、上下水道などが挙げられます。これらは、住民の生活や産業経済活動を支えるために必要不可欠な施設であり、インフラ施設の整備は、地方公共団体の最も重要な役割の一つです。

平成 27 年度末時点での本町の主なインフラ施設の状況は【表 3-2-1 インフラ施設の状況】のとおりとなっています。

【表 3-2-1 インフラ施設の状況】

インフラ施設		総延長(m)	総面積(m ²)
道路	1 級町道	23,691	143,514
	2 級町道	14,919	77,683
	その他の町道	49,168	225,972
	自転車歩行者道	3,235	6,690
橋梁		1,315	6,866
上水道	導水管	3,769	-
	送水管	8,118	-
	配水管	46,894	-
下水道		50,292	-

第4章 今後の更新費用の見通し

1. 更新費用の計算

公共施設は当初の整備のみならず、安全かつ快適に使用し続けるには多額の修繕費、維持費、大規模改修費などがかかります。本町では【表 4-1-1 更新年数表】のとおり、各施設がそれぞれの更新年数を迎えた時点で更新を行うこととし、本町が現在所有している公共施設を今後も保有し続けた場合の平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間の更新費用を試算します。

また、施設ごとに更新費用算出単価を設定して、更新費用を算出します。

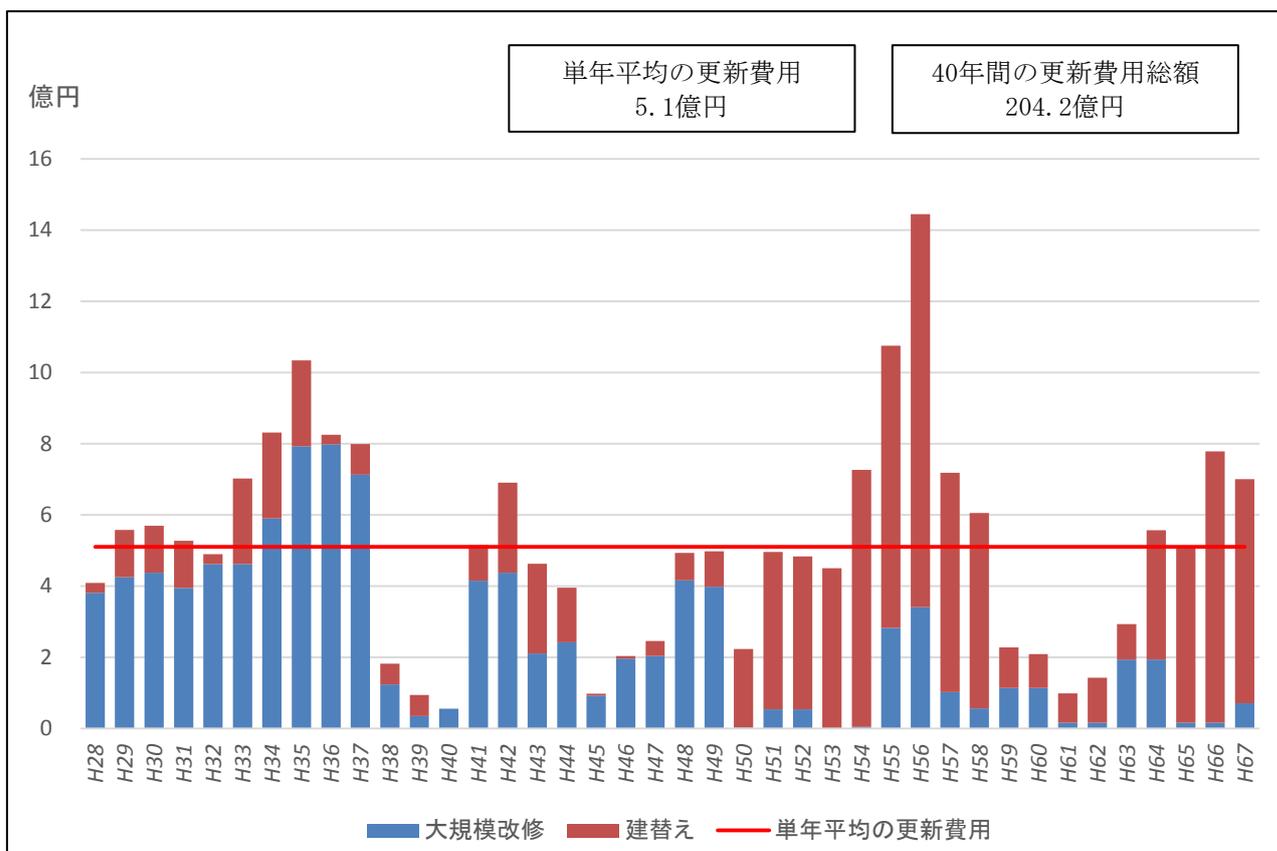
【表 4-1-1 更新年数表】

対象施設	区分	更新年数
公共施設	大規模改修	30 年
	建替え	60 年
インフラ施設	道路	15 年
	橋梁	60 年
	上水道	40 年
	下水道	50 年

資料：総務省「更新費用試算ソフト」

2. 建物施設

【図 4-2-1 将来の更新費用推計（建物施設）】



【表 4-2-2 更新費用算出単価（建物施設）】

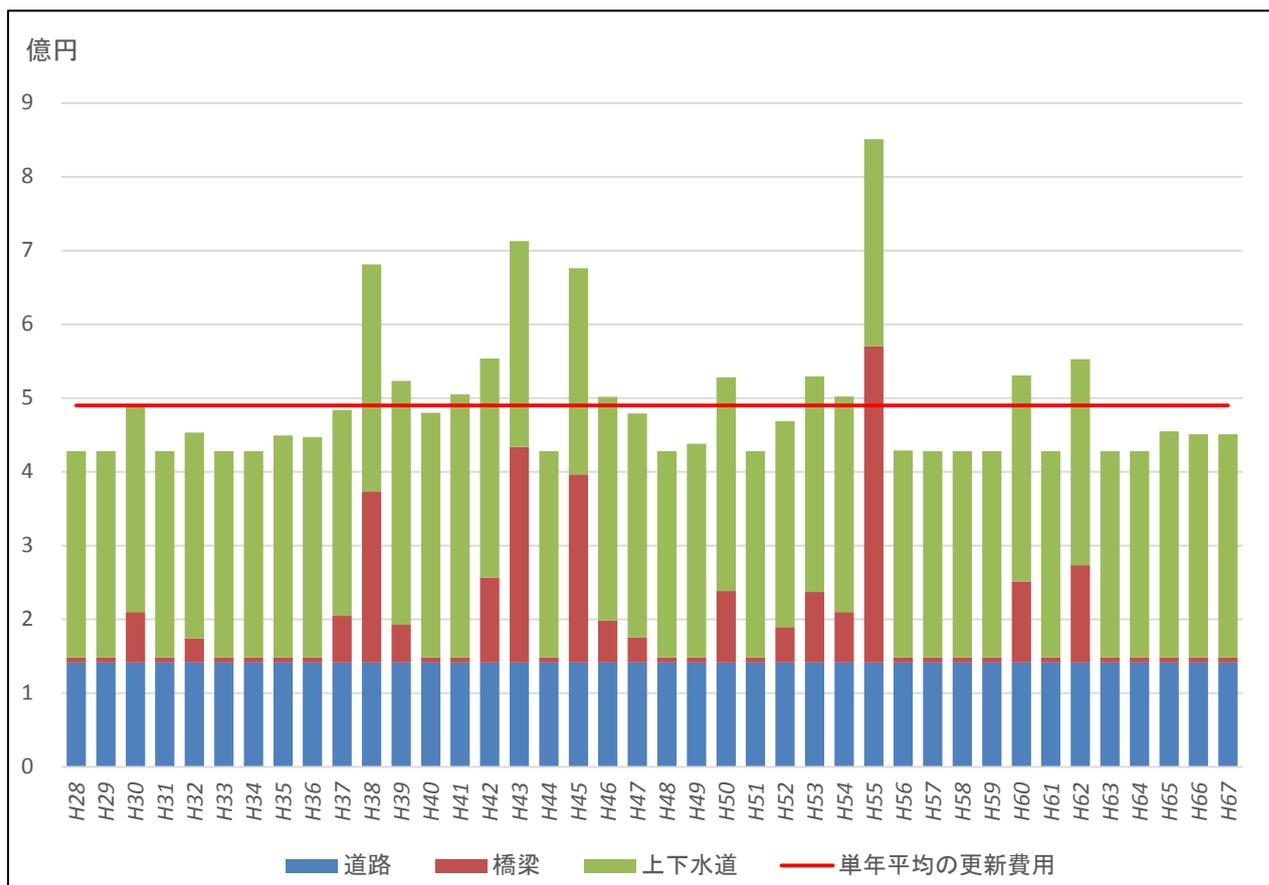
種別	大規模改修	建替え
市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

資料：総務省「更新費用試算ソフト」

本町が現在保有している建物施設の老朽化が進む中で、全ての施設を保持しつつ大規模改修や建替えを行った場合、更新費用の総額は 204.2 億円、単年平均では 5.1 億円がかかることが推計されます。その内訳は、大規模改修費用が 99.2 億円、建替え費用が 105 億円となっています。

3. インフラ施設

【図 4-3-1 将来の更新費用推計（インフラ施設）】



【表 4-3-2 将来の更新費用推計（インフラ施設）】

区分	40年間の更新費用総額(億円)	単年平均の更新費用(億円)
道路	56.5	1.4
橋梁	23.5	0.6
上水道	57.4	1.4
下水道	58.7	1.5
合計	196.1	4.9

(1) 道路

【表 4-3-3 更新費用算出単価（道路）】

	分類	更新単価
道路	1 級・2 級・その他の町道	4,700 円/m ²
	自転車歩行者道	2,700 円/m ²

本町が所有する道路は 1 級町道 23,691m、2 級町道 14,919m、その他の町道 49,168m、自転車歩行者道 3,235m で合計 91,013m あります。

また、更新費用総額は 56.5 億円、年平均では 1.4 億円になることが推計されます。道路の資産としての寿命は、構造や交通量による影響を受けるため、一様ではないものの、平成 27 年 1 月に総務省より示された「資産評価及び固定資産台帳の手引き」では、開始固定資産台帳の道路の耐用年数が 50 年と示されており、今後 40 年間の間に大規模な改修工事を必要とする路線が多く出てくると想定されます。

(2) 橋梁

【表 4-3-4 更新費用算出単価（橋梁）】

	構造	更新単価
橋梁	PC 橋・RC 橋・石橋・木橋・その他	425 千円/m ²
	鋼橋	500 千円/m ²

全国的に見て橋梁は 1970 年代に建設されたものが多く、主な橋梁である「PC（プレストレスト・コンクリート）^④橋」や「RC（鉄筋コンクリート）橋」の耐用年数が 60 年と示されていることから、平成 40 年度から平成 50 年度に更新時期が集中することが想定されます。

また、本町が所有する橋梁の長さは 1,315m、面積は 6,866 m²あり、更新費用総額は 23.5 億円、年平均では 0.6 億円と推計されます。橋梁の更新工事を集中的に行うと、多大な更新費用が必要となるため、長寿命化や更新時期をずらした架替工事を行うことにより、財政負担を平準化することなどが求められます。

④ プレストレスト・コンクリート：コンクリートにあらかじめ計画的に圧縮応力度（プレストレスト）を与えることにより、荷重によって生じる引張応力と相互に消しあうように設計・施工されたコンクリート。

(3) 上下水道

【表 4-3-5 更新費用算出単価（上下水道）】

	分類	更新単価
上水道	導水管	100 千円/m
	送水管	100 千円/m
	配水管	97 千円/m
下水道	塩ビ管 ^{注2}	124 千円/m

注2 本町の下水道管は全て塩ビ管である。

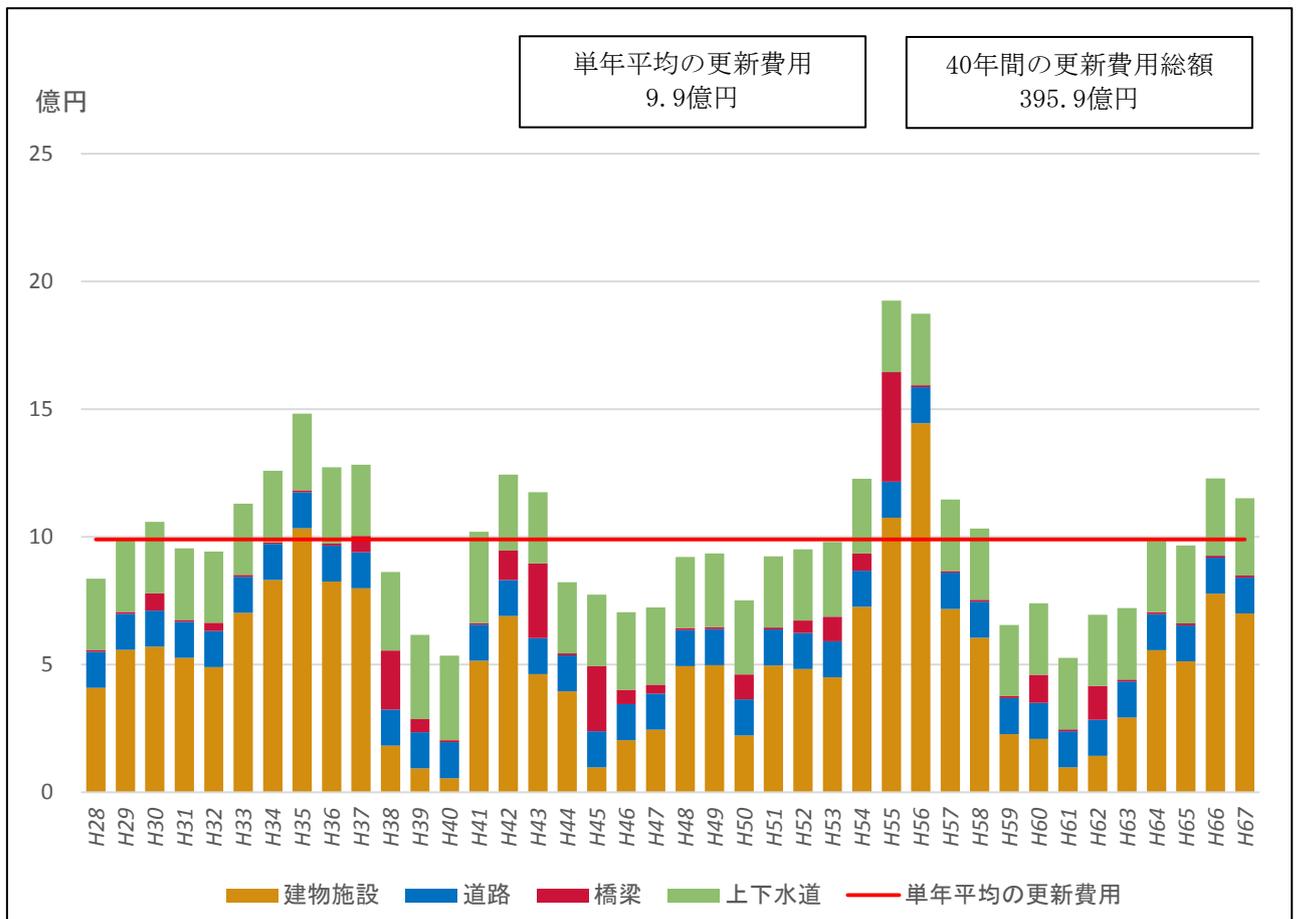
本町では現在、上水道管は導水管 3,769m、送水管 8,118m、配水管 46,894m、下水道管（塩ビ管）は 50,292m を所有しています。

近年、東日本大震災や熊本地震など大規模地震が頻発し、全国的に上下水道管の耐震性の強化が求められています。上水道管を 40 年、下水道管を 50 年で更新するとした場合の更新費用総額は、上水道が 57.4 億円、下水道が 58.7 億円となっており、合計で 116.1 億円、年平均では 2.9 億円が必要になると推計されます。

また、上下水道事業については、地方公営企業法を適用することで、適正原価の把握や長期安定経営の実現及び財源確保を含めた施設維持管理計画などの策定に取り組む必要があります。

4. 公共施設全体

【図 4-4-1 将来の更新費用推計（公共施設全体）】



建物施設とインフラ施設を合わせた公共施設全体の今後40年間の更新費用総額は395.9億円、年平均では9.9億円と推計されます。

これは、本町の平成27年度普通会計決算における投資的経費が3.3億円であるのに対して、3倍の金額を捻出していく必要があることとなります。

また、インフラ施設の更新集中期に向けて多額の更新費用を賄うための財源を確保すること、そして、変わりゆく社会構造や施設需要に対応して、最適規模への施設縮小や統廃合を推進していくことで更新費用の縮減を図る必要があります。

第5章 公共施設マネジメントに関する基本的な方針

1. 取組体制

(1) 計画期間

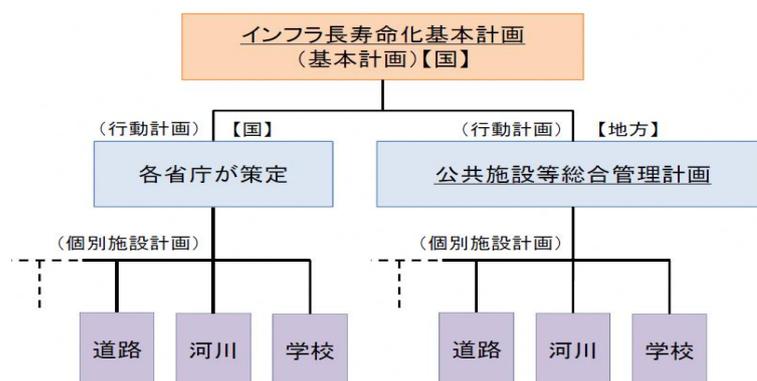
平成 29 年度から平成 58 年度までの 30 年間を計画期間とします。ただし、計画実施期間内であっても、「江府町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定や社会情勢等の変化に対応するため、適宜計画内容の見直しを行うものとします。

(2) 計画の位置付け

公共施設等総合管理計画は、公共施設のマネジメントの取組を推進するための計画です。加えて、本計画は、公共施設に係る「個別施設計画」の上位計画として位置付けます。

なお、平成 25 年 11 月 29 日にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」及び平成 26 年 4 月 22 日に総務大臣から通知のあった「公共施設等の総合的かつ計画的な推進について」に示されている体系においては、本計画は地方公共団体の「行動計画」に相当し、本町の公共施設等の今後の維持管理等のあり方について基本的な方針を示すものです。

また、本町の上位計画である「江府町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図り、実施計画において事業の調整を行いながら、効果的かつ効率的な公共施設マネジメントを実施していきます。



(3) 全庁的な取組体制の構築

公共施設マネジメント^⑤の実施に当たっては、財産管理を所管する部署において情報等を一元的に管理し、公共施設の現状を把握できる状態にするとともに、全庁的な取組体制を構築します。

⑤ 公共施設マネジメント：地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。

2. 公共施設マネジメントの実施方針

(1) アセットマネジメントの推進

アセットマネジメント^⑥の推進をより実効性のあるものとするため、施設の維持管理を担当している各部署と財産管理を所管する部署とが連携し、次の方針に基づいて実行していくこととします。

<建物施設>

① 方向性の検討

学校、公営住宅といった施設の類型ごとに、老朽化度合い等を分析するとともに、人口減少による住民ニーズの変化を勘案した上で、施設類型ごとの長期的な整備の方向性を示します。

②アセットマネジメント取組方針

アセットマネジメント取組方針に基づいた総資産量の適正化を目指し、建物施設の総延床面積の縮減を目指します。

○ 5つの取組方針

<継続> 施設の長寿命化や維持管理コストの更なる縮減を目指して計画的な施設管理を実施します。

<集約化> 既に本町が所有している同種の施設との統合を行い、一体の施設として整備します。

<複合化> 既に本町が所有している異なる種類の施設との統合を行い、両方の機能を有した複合施設を整備します。

<転用> 施設の改修を実施し、他の公共機能を有した施設として利用します。

<廃止> 施設の廃止を行い、建物解体、跡地の売却を行うことで将来的な更新費用の縮減・他施設の更新費用の捻出を図ります。

⑥ アセットマネジメント：公共サービスの最適化を達成するため、現在ある資産を適正に評価し、それを将来に渡って安全に維持するとともに、限られた財源等の資源を有効に活用しながら、適切な公共サービスを提供していくためのマネジメント手法。

② 縮減数値目標の設定

本町における住民1人当たりの延床面積は第3章で示したとおり、15.91㎡と全国平均の4.94倍であることから、全国平均を目標とすると約80%の縮減が必要となります。また、本町と同規模である人口10,000人未満の団体平均10.61㎡を目標とした場合、約33%の縮減が必要となります。

全国平均値を目標とする場合、現在の建物施設の8割超を縮減するということになり、適切な住民サービスの提供が困難になる恐れがあります。そのため、本町の縮減目標は同規模団体平均値の10.61㎡以下となることを目指し、30%以上の縮減を目標とします。

総延床面積の縮減数値目標

総延床面積を30年間で30%以上縮減することを目標とします。

<インフラ施設>

①方向性の検討

固定資産台帳の整備を通じて道路、橋梁、上下水道といった施設類型ごとの整備状況や老朽化度合い等を把握し、今後の維持管理に関する方向性を検討します。

②現状把握

点検等を行うことにより施設の劣化状況等を把握し評価するとともに、その履歴を集積・蓄積します。

③計画的修繕の実施

現状把握に基づき、計画的に修繕を実施します。

(2) 長寿命化の推進

<建物施設>

- 計画的な維持管理を推進することにより、施設の安全性の確保と延命化を図ります。
- 長寿命化により建替更新時期を分散させることで、費用の平準化を図ります。

<インフラ施設>

- 道路、橋梁、上下水道といった施設類型ごとの特性や施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行います。
- 対症療法型による修繕ではなく、予防保全型による修繕^⑦を計画的に実施していくことで、長寿命化を図り、修繕費用の縮減に努めます。

(3) 耐震化の推進

<建物施設>

- 近年多発する地震の対策として、耐震化が実施されていない建物施設については、施設の重要度（防災拠点施設等）や老朽化度合い等を判断した上で、集約化、複合化を図りながら耐震化を進めます。

<インフラ施設>

- 道路、橋梁、上下水道といったインフラ施設も計画的に耐震化を図ります。

(4) 民間活力の導入

<建物施設、インフラ施設>

- PPP^⑧／PFI^⑨などの手法を用い、民間活力を施設の整備や管理に積極導入するなど、民間事業者の資金やノウハウを活用した公共サービスの提供を推進します。
- 包括的民間委託の発注など、効率的な契約方式の検討を行います。

⑦ 予防保全型修繕：損傷が大きくなる前に小規模な修繕工事を実施する、資産の寿命を延ばすための手法。

⑧ PPP：官民が連携して公共サービスの提供を行う事業手法の総称。個別の手法としてはPFIや指定管理者制度がある。

⑨ PFI：設計、建設、維持管理、運営等について、民間資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う事業手法。

3. 協働の推進

- 隣接市町と協議し、公共施設の相互利用や共同運用、サービス連携、役割分担等により効率化を目指します。
- 本計画を進めていくために、住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に努めます。

4. 地方公会計制度への取組

現金の支出を記録することを目的とした単年度会計、単式簿記会計である従来の官庁会計では、公共施設の建設から解体までに必要となる建設費、維持修繕費、解体費のほか、人件費などの施設の管理運営にかかる費用を含めたライフサイクルコスト^⑩の把握が困難であり、減価償却費^⑪などの非現金支出についても資産の状況に反映されないという課題がありました。

そこで、本町は公共施設マネジメントを行っていくに当たり、地方公会計制度への取組を推進することで、保有する公共施設の状況や、公共施設を用いた行政サービスの提供に係るコストを把握し、適切な管理を行っていくことを目指します。

<地方公会計制度の概要>

- 民間企業会計の考え方に近い、発生主義・複式簿記による財務書類（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）を作成します。
- 財政状態の正確な把握のため、固定資産台帳の整備が必須となります。
- 平成27年1月に公表された「統一的な基準」による財務書類を平成29年度から毎年度作成し、公表します。

5. フォローアップの実施方針

- PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクル^⑫を活用し、進捗管理や計画の見直しを行い、継続的な取組を実施します。

⑩ ライフサイクルコスト：資産の建設から廃止にいたる、全過程で発生する費用。

⑪ 減価償却費：固定資産の老朽化による価値の減少を各会計年度の費用として計上した金額。

⑫ PDCA サイクル：事業について、計画を立て（Plan）→実施し（Do）→結果を評価し（Check）→改善し（Act）、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクルを確立する仕組み。

6. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本計画の基本方針に基づき、施設類型ごとに取組方針を定めたものです。

◆施設類型ごとの方針（別表参照）

	施設類型	方針
1	集会施設 文化施設	適切に管理し延命化を図ります。なお、特定の地区住民等に利用が固定されている施設については、地元自治会等へ譲渡を協議します。
2	博物館等	適切に維持管理し延命化を図ります。
3	スポーツ施設 レクリエーション施設・観光施設	引き続きその機能を維持するものですが、公共性が低いと判断されるものは譲渡又は貸与を検討します。現在利用に供していない施設で将来も利用する見込みのない施設は廃止を検討します
4	産業系施設	引き続きその機能を維持するものですが、公共性が低いと判断されるものは譲渡又は貸与を検討します。
5	学校 その他教育施設	適切に管理し延命化を図ります。
6	幼保・こども園 幼児・児童施設	適切に管理し延命化を図ります。
7	高齢福祉施設	適切に維持管理し延命化を図りますが、利用率が極めて低い施設については廃止を検討します。
8	医療施設	適切に管理し延命化を図ります。
9	庁舎等 消防施設 その他行政系施設	現在の4庁舎を統廃合し、平成32年度までに新庁舎に移行します。不要な庁舎は廃止を検討します。また、消防施設は適切に維持管理し延命化を図ります。その他行政施設は延命化を図りますが、現在利用に供していない施設で、将来も利用する見込みのない施設は廃止を検討します。
10	公営住宅	適切に管理し延命化を図りますが、利用率が低く耐用年数がくる住宅は廃止します。
11	公園	引き続きその機能を維持しますが、利用状況により廃止します。
12	その他	引き続きその機能を維持しますが、利用状況により廃止します。
13	道路	適切な補修、補強を行い長寿命化を図ることで効率的、合理的な維持管理を図っていきます。

1 4	橋梁	安全性の確保を前提とした効率的・計画的な予防保全を行い、長寿命化を図っていきます。
1 5	上水道施設	今後、公営企業法の適用による企業会計制度の導入を目指し、効率的計画的に中長期的な視点に立って整備更新を進めていきます。
1 6	下水道施設	今後、公営企業法の適用による企業会計制度の導入を目指し、効率的計画的に中長期的な視点に立って整備更新を進めていきます。

江府町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月 31 日発行

編集・発行 江府町役場 総務課

〒689-4401

鳥取県日野郡江府町大字江尾475

TEL (0859) 75-2211

FAX (0859) 75-2389

E-mail : k_soumu@town-kofu.jp

HP : <http://www.town-kofu.jp/>